平成２７年（フ）第４１９号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東２丁目27番地３、前住所埼玉県さいたま市西区大字指扇2812番地１　Ｆ一502号室
破産者　大庭昇太郎
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３１号
埼玉県川越市石原町１丁目46番地30　（ランドピア２Ｆ）
破産者　関　　靖夫
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５７０号
神奈川県小田原市曽我別所775一１　シャルマン曽我Ⅱ　104、住民票上の住所神奈川県小田原市曽我谷津623番地
破産者　柏木　隆之
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１９号
石川県河北郡内灘町字緑台１丁目306番地27
破産者　やすじまインテリアこと　安島　輝夫
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５０号
長野市篠ノ井布施五明３番地１、開始決定時の住所長野県千曲市大字倉科1302番地の１
破産者　酒井　忠夫
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第３５０号
岐阜県関市上之保212番地３
破産者　横地　　靖
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３５２号
岐阜県関市上之保212番地３
破産者　横地　　登
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１１３号
岐阜県大垣市笠縫町１番地１　ワールドビル405
破産者　渡辺　栄次
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１３２３号
愛知県東海市荒尾町下大脇７番地（Ｄ棟13号）
破産者　竹内　秀春（旧姓斉藤）
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６６３号
名古屋市西区則武新町１丁目28番３号　市営南押切荘西３棟302号
破産者　松本商店こと　松本　　剛
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７５７号
名古屋市東区白壁２丁目31番２号　グランマスト白壁２丁目101号、従前の住所愛知県北名古屋市鹿田永塚48番地　一吉ビル202号
破産者　川岸　泰史
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０４号
愛知県豊明市栄町西大根103番地11
破産者　伊井　　徹
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７８２号
神戸市垂水区名谷町字梨原2349番地の１　市住５一410号
破産者　山本　直人
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５号
神戸市垂水区本多聞２丁目８番22一305号、従前の住所神戸市東灘区渦森台２丁目12番310号
破産者　佐藤　伸二
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８３号
和歌山市鳴神591番地
破産者　たんぽぽこと　中川　英和
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８４号
和歌山市鳴神591番地
破産者　なかがわ美容室こと　中川　秀子
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４９号
和歌山市井辺27番地７　レオパレスカナート105号
破産者　宮田　純一
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８５５号
広島市安佐南区祇園１丁目35番８一204号
破産者　城下町こと　樋口　祥子
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部